

日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託

運転管理要項

令和3年7月

四日市市上下水道局

目 次

日永浄化センター第2, 3, 4系統運転管理要項.....	1
日永浄化センター焼却炉運転管理要項.....	6
中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項.....	9
小規模中継ポンプ場運転管理要項.....	11
雨水ポンプ場運転管理要項.....	13
地下ポンプ場運転管理要項.....	14
貯留管排水施設及び幹線排水施設運転管理要項.....	15
雨水調整池運転管理要項.....	16

日永浄化センター第2, 3, 4系統運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 日永浄化センター第2, 3, 4系統運転管理要項は、日永浄化センター第2系統(汚泥処理)、第3系統、第4系統(分水人孔含む)にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)(参考)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため処理場流入管渠の水位は低水位で運転すること。

(予備機の運転)

第3条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(運転操作に係る指標)

第4条 処理場からの放流水は、水質汚濁防止法、下水道法、及びそれらの関係法令が定める水質基準を遵守しなければならない。

- 2 汚泥含水率の確認を行うこと。また、脱水機からのケーキ含水率は、運転管理要求水準を遵守することとし、凝集剤平均注入率は適量とする。
- 3 汚泥搬出及び機器操作。ただし、受託者の責によらない理由で、17時15分以降の汚泥脱水機の延長運転は要求水準書別紙2-1の共通仕様書第1章第2項(6)に示す非常時の業務とする。
- 4 脱水機の分解整備時には、他の脱水機にて延長運転を行い対応すること。
- 5 施設の運転に当たっては、効率よく運転管理を行うとともに、その運営は監督職員と打合せの上、無駄な経費がかからないようにする。特に、契約電力は電力会社との需給契約により定められているので遵守しなければならない。
- 6 脱水機の運転は、毎日の汚泥量を考慮して適正運転に努めること。

(保守点検)

第5条 DO計、MLSS計、UV計、ORP計、PH計に係る保守点検については、要求水準書別紙3-9に基づくものとする。

(臭気対策)

第6条 臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

第2章 日永浄化センター第2系統（汚泥処理）

（適用）

第1条 日永浄化センター第2系統においては、汚泥処理及びポンプ場の遠方監視制御装置に関する項目のみを適用する。汚泥処理設備は、以下の設備とする。

- ・汚泥貯留槽設備 一式
- ・汚泥脱水設備 一式
- ・汚泥濃縮設備 一式
- ・脱臭設備 一式
- ・上記に付帯する計装設備 一式
- ・上記に付帯する監視制御設備 一式
- ・上記に付帯する土木施設 一式
- ・上記に付帯する建築施設及び建築設備 一式

（計画値）

第2条 日永浄化センター第2系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
計 画 水 量	35,300m ³ /日	日最大下水量
流 入 水 質	BOD 158mg/l SS 121mg/l	
処 理 水 質	BOD 20mg/l SS 30mg/l	
除 去 率	BOD 87.0% SS 75.0%	
水 処 理 方 式	標準活性汚泥法	
汚 泥 処 理 方 法	重力濃縮法+遠心脱水機法+脱水ケーキ	焼却炉設備にて焼却

（運転操作に係る指標）

第3条 放流目標水質を以下に示す。（濃度は日間平均とする）

項目	目標値	備考
PH	7.0	
BOD	15.0mg/l	
COD	16.0mg/l	
SS	10.0mg/l	
T-N	25.0mg/l	
T-P	3.0mg/l	

- 2 脱水機の運転は、原則昼間のおおむね4～5時間程度とする。
- 3 雨天時放流時に自動採水器での採水を行うこと。

（施設内の清掃等環境整備）

第4条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

第3章 日永浄化センター第3系統

(計画値)

第1条 日永浄化センター第3系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
計 画 水 量	32,400m ³ /日	日最大下水量
流 入 水 質	BOD 158mg/l SS 121mg/l	
処 理 水 質	BOD 20mg/l SS 30mg/l	
除 去 率	BOD 87.0% SS 75.0%	
水 処 理 方 式	標準活性汚泥法	
汚 泥 処 理 方 法	重力濃縮法・機械濃縮法+遠心脱水機法+脱水ケーキ	焼却炉設備にて焼却

(汚水ポンプの運転)

第2条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

(運転操作に係る指標)

第3条 放流目標水質を以下に示す。(濃度は日間平均とする)

項目	目標値	備考
PH	7.0	
BOD	15.0mg/l	
COD	16.0mg/l	
SS	10.0mg/l	
T-N	25.0mg/l	
T-P	3.0mg/l	

- 2 脱水機の運転は、原則昼間のおおむね6時間程度とする。
- 3 し渣の収集運搬及び焼却炉での処分
- 4 水質状況等確認業務
 - (1) 自動分析計及び計装機器の指示値の確認
 - (2) 要求水準書別紙2-1の特記仕様書第3条に示す環境測定項目の測定
- 5 大腸菌群試験紙等による簡易大腸菌試験(コロニー数の測定)(週1回)
- 6 需要設備における、電力会社と連携したデマンドレスポンス契約を実施すること。

(施設内の清掃等環境整備)

- 第4条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。
- 2 日常行う清掃のほか、大掃除を6箇月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと。
 - 3 ねずみ、昆虫等の発生場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6箇月以内ごとに1回、定期的に統一的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - 4 日永浄化センター第3系統進入路(笹川通り~日永浄化センター第3系統正門)の道路状況について、3か月に1回の頻度で目視点検を実施し、通行障害について記録し報告すること。

第4章 日永浄化センター第4系統（分水人孔含む）

（計画値）

第1条 日永浄化センター第4系統の計画は以下のとおりとする。

項目	計画値	備考
計 画 水 量	15,000m ³ /日	第4系統全体処理量の約25%
流 入 水 質	BOD 159mg/l SS 125mg/l COD 88mg/l T-N 27.3mg/l T-P 4mg/l	
処 理 水 質	BOD 15mg/l SS 40mg/l COD 10mg/l T-N 10mg/l T-P 1mg/l	
除 去 率	BOD 90% SS 68% COD 88% T-N 64% T-P 75%	
水 処 理 方 式	凝集剤併用型ステップ流入式 多段硝化脱窒法+急速ろ過法	
汚 泥 処 理 方 法 （第3系統にて）	重力濃縮・機械濃縮→機械脱水→焼却	第3系統の汚泥棟にて脱水後、焼却炉設備にて焼却

（汚水ポンプの運転）

第2条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

（運転操作に係る指標）

第3条 放流目標水質を以下に示す。（濃度は日間平均とする）

項目	目標値	備考
PH	7.0	
BOD	15.0mg/l	
COD	10.0mg/l	
SS	10.0mg/l	
T-N	10.0mg/l	
T-P	1.0mg/l	

- 2 脱水機の運転は、原則昼間のおおむね6時間程度とする。
- 3 し渣の収集運搬及び焼却炉での処分
- 4 沈砂の搬出時の立会い及び機器操作
- 5 水質状況等確認業務
 - （1）自動分析計及び計装機器の指示値の確認
 - （2）要求水準書別紙2-1の特記仕様書第3条に示す環境測定項目の測定
- 6 大腸菌群試験紙等による簡易大腸菌試験（コロニー数の測定）（週1回）
- 7 場内雨水排水管路（JR線路横断管）の点検として毎年4月から6月の期間に、管や樹の閉塞状況の確認を実施するものとする。閉塞が認められる場合は、直ちに委託者へ連絡するものとする。なお、点検を実施する際は、JR敷地内へ立入る必要があるため、事前に東海旅客鉄道株式会社へ連絡し、承諾を得るものとする。

(施設内の清掃等環境整備)

- 第4条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。
- 2 日常行う清掃のほか、大掃除を6箇月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと。
 - 3 ねずみ、昆虫等の発生場所及び侵入経路並びにねずみ、昆虫等による被害の状況について、6箇月以内ごとに1回、定期的に統一的に調査を実施し、当該調査に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。
 - 4 第4系統西側の三菱ガス化学との敷地境界にある側溝清掃及び除草業務を行うこと。なお、作業時には、三菱ガス化学の許可を得ること。

日永浄化センター焼却炉運転管理要項

(適用)

第1条 日永浄化センター焼却炉運転管理要項は、日永浄化センター焼却炉にかかる基本項目を定めるものである。

(運転方法)

第2条 1号焼却炉を、優先的に運転し、2号焼却炉は、1号焼却炉定期修繕及び汚泥増加時に運転すること。

(設計緒元)

第3条 焼却炉に係る設計緒元は以下のとおり。

(1) 1号焼却炉

項目	仕様	備考
方式	流動式 汚泥及びし渣混焼	
補助燃料	都市ガス(13A)	
炉内燃焼温度	850℃	

(2) 2号焼却炉

項目	仕様	備考
方式	流動式 汚泥専焼	
補助燃料	A 重油	
炉内燃焼温度	850℃	

(3) 処理量・汚泥性状

項目		仕様	備考
脱水ケーキ	汚泥種類	高分子系	
	稼動時間	24時間	
	焼却炉量	30t/日	1炉につき
	汚泥含水率	約80%	
	炉内燃焼温度	850℃	
し渣	焼却量	最大 2.0t/日	1号炉
	稼動時間	16h/日	

(運転操作監視)

第4条 焼却炉設備の運転監視は焼却炉管理棟監視にて24時間監視とする。

- 2 焼却炉内温度等を常に監視し、汚泥の焼却を適正に行う。
- 3 設備機器を巡視し、稼動状況、計器指示の確認を行う。
- 4 汚泥処理施設の運転操作監視を行う。
- 5 汚泥搬出時の立会い及び機器操作を行う。
- 6 設備故障時の対応を行う。

(運転操作に係る指標)

第5条 焼却炉の排ガスは、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、三重県条例及びそれらの関係法令が定める基準を遵守しなければならない。目標値を以下に示す。

ばいじん	0.02g/Nm ³ (O ₂ =12%)
硫黄酸化物	0.06Nm ³ /h
窒素酸化物	100ppm (O ₂ =12%)
塩化水素	100mg/Nm ³ (O ₂ =12%)
ダイオキシン類	5ng-TEQ/Nm ³

(脱水ケーキ及びし渣の運搬)

第6条 脱水ケーキ及びし渣の運搬は、下記のとおりとする。

- (1) 脱水ケーキは、第3系統汚泥貯留ホッパー及び第2系統汚泥貯留ホッパーから焼却炉までの運搬を行うこと。ただし、第2系統脱水ケーキは、通常コンベア輸送のため、コンベア故障時及び必要に応じて、ホッパーにて一時貯め置き後に運搬を行うこと。
- (2) 下記に示すし渣の収集・運搬は、適時行うこと。ただし、臭気発生のある場合は、早めに収集すること。
 - ア 日永浄化センター第2、3、4系統で発生したし渣の焼却炉設備への運搬業務
 - イ 下記のポンプ場で発生したし渣の焼却炉設備への運搬業務
 - ・南部第1中継ポンプ場、南部第2中継ポンプ場、海山道汚水中継ポンプ場、智積汚水中継ポンプ場、泊汚水中継ポンプ場、采女汚水中継ポンプ場、三滝通り第1地下ポンプ場、三滝通り第2地下ポンプ場、阿瀬知雨水1号幹線排水施設、諏訪公園雨水調整池、中央通り貯留管排水施設、阿瀬知・常磐貯留管排水施設
- (3) し渣運搬用トラック及び脱水ケーキ搬出用トラックは消臭剤等で脱臭した後にシート等で密閉し臭気の漏洩が無いように運搬すること。
- (4) し渣及び脱水ケーキの運搬については、運搬用トラックは場外道路(公道)を通行するため、臭気対策を行い、車両横において臭気測定を行うこと。
- (5) 収集運搬ルートについては、予め委託者の承諾を得ること。また、ルート変更する場合も同様とする。
- (6) 第3系統汚泥貯留ホッパー周辺及び場内外汚泥運搬経路において、汚泥飛散時の清掃を行うこと。
- (7) 降雪等で場内運搬に支障がある場合は、除雪を行うこと。

(し渣受入)

第7条 し渣の受け入れは、下記のとおりとする。

- (1) し渣の受け入れは、焼却炉し渣受入ホッパーにて受け入れる。
- (2) 浄化センター及び各ポンプ場からのし渣は、4トン、2トン、軽トラックからの受け入れとする。
- (3) し渣分別作業として、し渣の受け入れ時に不燃物等の分別を行うこと。

(焼却灰の搬出作業)

第8条 灰ホッパーから、加湿灰を運搬用トラックの荷台への積込時は、下記のことを行うこと。

- (1) 効率よく加湿灰を、積込むため焼却灰を積み込むこと。
- (2) 作業時は、作業員は防塵マスク、防護メガネ等の防塵対策を行うこと。
- (3) 周囲への灰飛散防止に留意すること。

(施設内の清掃等環境整備)

第9条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

(臭気対策)

第10条 汚泥受入ホッパー及びし渣受入ホッパーの扉は常時閉める等、臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

(その他業務)

第11条 苛性ソーダ、消石灰及びL S A重油の搬入の立会いを行うこと。

2 ダイオキシン類暴露防止に関する処置を適正に行うこと。

中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項

第1章 共通事項

（適用）

第1条 中継ポンプ場（合流改善用滞水池を含む）運転管理要項は、橋北ポンプ場、納屋ポンプ場、阿瀬知ポンプ場、常磐ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

（運転水位）

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため管渠の水位は低水位で運転すること。

（汚水・雨水ポンプの運転）

第3条 汚水及び雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、委託者の指示に応じて対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

- 2 非常時の雨水排水におけるポンプ場の運転にあつては、降雨の状況により、自動運転から手動運転にモード変更し、ポンプ場での水位上昇を防ぐ運転操作を行うこと。

（予備機の運転）

第4条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

（運転監視）

第5条 通常時にあつては、各ポンプ場の運転監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、非常時にあつては、現地で運転管理を行うこと。

（沈砂池の除砂）

第6条 沈砂池に堆積した砂については、堆積状況により適時、沈砂掻揚機により除去すること。

（施設内の清掃等環境整備）

第7条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

（その他の業務）

第8条 雨天時放流時に自動採水器での採水を行う。なお、採水にあつては、国土交通省「合流式下水道の雨天時放流水質基準についての水質検査マニュアル」を参照し、各雨水吐口からの汚濁負荷量について記録し報告すること。（日永浄化センター第2系統からの雨天時放流水も含む）

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 橋北ポンプ場における運転管理要項

- (1) 臭気対策として、下記内容を実施すること。
 - ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。
 - イ 雨天時以外の日は原則、沈砂池を空にして、合流式下水道改善に努めること。
- (2) 場内には、し尿貯留槽があり、バキューム車の出入りがある為、事故等に留意すること。

第2条 納屋ポンプ場における運転管理要項

- (1) 施設内の清掃等環境整備として、第1章共通事項第7条で示す業務に加えて、納屋ポンプ場併設の公園内環境整備を行うこと。
- (2) 臭気対策として、下記内容を実施すること。
 - ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。
 - イ 雨天時以外の日は原則、雨水沈砂池を空にして、合流式下水道改善に努めること。
- (3) 納屋ポンプ場内に設置してある納屋作業所内の目視点検を1ヶ月に1回実施すること。
- (4) 場内西側は、年に一度、地域行事のときに地元自治会へ駐車場として貸与するので、人の出入りには留意すること。

第3条 阿瀬知ポンプ場における運転管理要項

- (1) 臭気対策として、下記内容を実施すること。
 - ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。
 - イ 雨天時以外の日は原則、雨水沈砂池を空にして、合流式下水道改善に努めること。

第4条 常磐ポンプ場における運転管理要項

- (1) 施設内の清掃等環境整備として、第1章共通事項第7条で示す業務は、常磐ポンプ場内、落合川除塵機設備周辺、施設周辺側溝の清掃及び側溝周辺の除草を含むものとする。
- (2) 臭気対策として、下記内容を実施すること。
 - ア 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。
 - イ 雨水ポンプ設備が稼働した次の日は、沈砂池の状況（堆積物等）を注視して、合流式下水道改善に努めること。
 - ウ 雨水ポンプ井内の水が腐敗のおそれがある場合は、落合川から水を取り入れることによりポンプ井の水の入れ替えを行うこと。
- (3) 津波警報、大津波警報が発令された場合は、常磐ポンプ場及び落合川端末スルースゲートの樋門閉鎖を行う。閉鎖にあたっては、津波到達予想時刻を確認してから迅速に閉鎖するものとする。

小規模中継ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 小規模中継ポンプ場運転管理要項は、智積污水中継ポンプ場、高砂ポンプ場、中央ポンプ場（中央マンホールポンプ場含む）、泊污水中継ポンプ場、采女污水中継ポンプ場、南部第1中継ポンプ場、南部第2中継ポンプ場、海山道污水中継ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するためポンプ場流入管渠の水位は低水位で運転すること。

(汚水ポンプの運転)

第3条 汚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、管渠内の汚泥堆積や、ポンプ井スカム発生の防止に注意し、委託者の指示に応じて対応すること。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

(予備機の運転)

第4条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(施設内の清掃等環境整備)

第5条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

(臭気対策)

第6条 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 智積汚水中継ポンプ場における運転管理要項

- (1) 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 沈砂池に堆積した砂については、除塵機の故障の原因となる為、堆積状況に留意すること。

第2条 高砂ポンプ場における運転管理要項

- (1) 通常時にあつては、運転監視は日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、降雨によるNo.2雨水ポンプ運転時、又は非常時にあつては、現地で運転管理を行うこと。
- (2) 雨水ポンプについては、ポンプ井水位による自動運転とする。なお、非常時の雨水排水におけるポンプ場の運転にあつては、降雨の状況により、自動運転から手動運転にモード変更し、ポンプ場での水位上昇を防ぐ運転操作を行うこと。

第3条 中央ポンプ場（中央マンホールポンプ場含む）における運転管理要項

- (1) 運転監視は、日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、中央マンホールポンプ場の運転監視は、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 揚水ポンプについては、ポンプ井水位による自動運転とする。
- (3) 沈砂池に堆積した除砂については、下記による。
 - ア No.1 沈砂池の揚砂ポンプの運転は、手動で行い、運転は2日に1回程度とする。
 - イ No.2 沈砂池の揚砂ポンプの運転は、手動で行い、運転は2日に1回程度とする。
- (4) 中央ポンプ場及び中央マンホールポンプ場は、公園敷地内にあるため、車両乗り入れ時等の出入りの際は、十分に公園利用者等に留意すること。
- (5) 施設内の清掃等環境整備として、第1章共通事項第5条で示す業務は、中央ポンプ場内のほか、中央マンホールポンプ場制御盤廻りも含むものとする。
- (6) 中央緑地公園内の車両通行にあたり、市街地整備公園課の許可を得ること。

第4条 泊汚水中継ポンプ場における運転管理要項

- (1) 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 沈砂池に堆積した砂については除塵機の故障の原因となる為、堆積状況に留意すること。

第5条 采女汚水中継ポンプ場における運転管理要項

- (1) 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 沈砂池に堆積した砂については除塵機の故障の原因となる為、堆積状況に留意すること。

第6条 南部第1汚水中継ポンプ場及び南部第2汚水中継ポンプ場における運転管理要項

- (1) 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。

第7条 海山道汚水中継ポンプ場における運転管理要項

- (1) 運転監視は、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 施設内の清掃等環境整備として、第1章共通事項第5条で示す業務は、進入道路を含むものとする。

雨水ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 雨水ポンプ場運転管理要項は、朝日町ポンプ場にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため管渠の水位は低水位で運転すること。

(雨水ポンプの運転)

第3条 雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。なお、非常時の雨水排水におけるポンプ場の運転にあつては、降雨の状況により、自動運転から手動運転にモード変更し、ポンプ場での水位上昇を防ぐ運転操作を行うこと。

(予備機の運転)

第4条 予備機は、機器の保安全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(施設内の清掃等環境整備)

第6条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 朝日町ポンプ場における運転管理要項

- (1) 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。ただし、非常時にあつては、現地で運転管理を行うこと。
- (2) 津波警報、大津波警報が発令された場合は、朝日町ポンプ場に併設するスルースゲートの閉鎖を行う。閉鎖にあつては、津波到達予想時刻を確認してから迅速に閉鎖するものとする。
- (3) 潮汐に留意し、自然流下を効果的に用いた運転を行うこと。
- (4) 非常用発電機の試運転を実施する際は、排気ガスが隣接企業へ回り込むため、隣接企業への連絡を行うこと。また、定期の試運転については、日曜日や祝祭日等の工場不稼働日に実施すること。

地下ポンプ場運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 地下ポンプ場運転管理要項は、富田浜元第2地下ポンプ場、富田浜地下ポンプ場、富田浜第2地下ポンプ場、茂福北村地下ポンプ場、三滝通り第1・2地下ポンプ場運転管理要項、本町地下ポンプ場運転管理要項、浜田地下ポンプ場、八剣地下ポンプ場、新正地下ポンプ場、大井の川地下ポンプ場、塩浜地下道地下ポンプ場、磯津第3地下ポンプ場、磯津第6地下ポンプ場、小倉新田地下ポンプ場、吉崎地下ポンプ場、富田浜元町28区画地下ポンプ場の運転にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するためポンプ場流入管渠の水位は低水位で運転すること。

(雨水ポンプの運転)

第3条 雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

(運転監視)

第4条 運転監視は、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。(三滝通り第1地下ポンプ場及び三滝通り第2地下ポンプ場については、第2章第1条による)
2 非常通報装置、電力会社のメールサービス等で停電の情報を得ることとし、停電が発生した場合には、速やかに現地確認を行い、非常用発電機の設置や運転等の必要な措置を実施すること。

(施設内の清掃等環境整備)

第5条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。
2 大雨警報の発表及び台風の接近が予測される場合における各施設の点検及びゴミの清掃
3 ポンプピット及びスクリーンの必要に応じた清掃
4 敷地内の除草(発生する刈草等は、委託者が指定する場所へ運搬集積すること。)

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 三滝通り第1地下ポンプ場及び三滝通り第2地下ポンプ場における運転管理要項

- (1) 運転監視は、日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。
- (3) イベント開催時には、ピット上部の立入禁止措置、電気室出入口の養生等を行うこと。

第2条 本町地下ポンプ場における運転管理要項

- (1) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。

貯留管排水施設及び幹線排水施設運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 貯留管排水施設及び幹線排水施設運転管理要項は、阿瀬知・常磐貯留管排水施設、中央通り貯留管排水施設、阿瀬知雨水1号幹線排水施設の運転にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため貯留容量を最大限確保する運転を行うこと。

(揚水ポンプ・雨水ポンプの運転)

第3条 揚水ポンプまたは雨水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。また、水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

(運転監視)

第4条 日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。

(施設内の清掃等環境整備)

第5条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 阿瀬知・常磐貯留管排水施設における運転管理要項

- (1) 点検時は点検口（マンホール）の前後に交通誘導員を配置すること。
- (2) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。

第2条 中央通り貯留管排水施設における運転管理要項

- (1) 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とするが、放流先の阿瀬知2号幹線の水位が、一定水位以下の場合に運転するものとする。
- (2) ポンプ井には、定期的に殺虫剤を散布すること。

雨水調整池運転管理要項

第1章 共通事項

(適用)

第1条 雨水調整池運転管理要項は、諏訪公園雨水調整池、富田二丁目雨水調整池、富田四丁目雨水調整池、別名六丁目雨水調整池、日永西一丁目雨水調整池の運転にかかる基本項目を定めるものである。

(運転水位)

第2条 下水管渠からの溢流事故を防止するため貯留容量を最大限確保する運転を行うこと。

(揚水ポンプの運転)

第3条 揚水ポンプの運転は、ポンプ井水位による自動運転とする。ただし、放流先の管渠または幹線の水位が、一定水位以下の場合に運転するものとする。水位設定の変更の際は委託者と協議し、変更時には報告を行なうこと。

- 2 台風接近時等の降雨が予想される場合は、手動運転にてポンプ運転を行い降雨に備えること。
- 3 沈砂が集積しないよう適切なポンプの運転に留意すること。

(予備機の運転)

第4条 予備機は、機器の保全管理のため原則として一定期間毎に稼動機と交代して運転するものとする。

(運転監視)

第5条 運転監視は、非常通報装置により日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。(諏訪公園雨水調整池については、第2章第1条による)

(臭気対策)

第6条 沈砂池等からの臭気の流出は、最小限に留めるように努めること。

(施設内の清掃等環境整備)

第7条 施設内の環境整備業務として日常的な環境整備業務を行い、要求水準書別添様式 別添1-3に基づき、施設を見栄え良く維持しなければならない。

第2章 機場ごとの運転管理要項

第1条 諏訪公園雨水調整池における運転管理要項

- (1) 諏訪公園雨水調整池運転監視は、日永浄化センター第2系統監視室で行うものとする。
- (2) 調整池内には、定期的に殺虫剤を散布すること。